【規程番号　神女院Ⅳ－004】

神戸女子大学大学院文学研究科教育研究業績等審査委員会内規

第１条　文学研究科委員会は、神戸女子大学大学院学則第 28 条第７項に基づき文学研究科を担当する教員候補者については、教育研究業績等審査委員会（以下「委員会」という。）を組織し、その教育研究業績等を審査するものとする。

第２条　委員会は、３名の審査委員（当該専攻委員１名、他専攻委員２名）をもって組織し、各専攻会議より推薦された教員候補者について教育研究業績等審査を行なう。文学研究科委員会は、当該専攻会議から選出された当該専攻委員、及び文学研究科委員会を構成する他専攻委員の投票により選出された他専攻委員に、資格審査委員を委嘱する。

第３条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、審査委員の互選によって決定する。

第４条　委員会は、候補者の学歴、職歴、研究業績、学会における活動状況等について速やかに審査し、予定の担当科目（博士課程の特論、演習、同前期課程の特殊研究）について、全員一致の賛成により、相応しい教育研究業績等を保有しているか審議する。

第５条　委員長は、審査結果を文学研究科委員会に諮り、議決を得た上、学長に報告するものとする。

２　文学研究科委員会は、委員会の審査結果をもとに、教員候補者の教育研究業績等が文学研究科の担当に相応しいか審議し、学長に意見を述べるものとする。

３　前項の審議は、委員の３分の２以上が出席した文学研究科委員会において、出席委員の３分の２以上の賛成を必要とする。ただし、学長が意見の聴取方法を指定した場合は、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第６条　各専攻会議から推薦された非常勤講師の資格審査は、文学研究科委員会の担当課程の委員に諮り、前条各項により学長に意見を述べるものとする。必要があれば資格審査委員会をおくことができる。

第７条　この内規の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり文学研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この内規は、平成 9 年 10 月 30 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 17 年 11 月 24 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 21 年 9 月 24 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。